

情報コーナー

県などの情報をお知らせします

新型コロナウイルス感染症対策のため、広報に掲載されているイベントなどの開催について変更される場合があります。また、施設の利用について、臨時に閉館などを実施することがあります。最新の情報は、各問合せ先にお問い合わせください。

お知らせ 年金保険料の免除制度

国民年金の保険料を納めることが困難な方向けに免除又は猶予制度があります。保険料が未納のままだと、老後の年金や、障害年金等の受給資格が得られない場合があります。納付に困ったら、お早めにご相談ください。

●免除には申請が必要です

令和2年度分の免除申請は7月から受付します。過年度分については、申請日から2年1か月遡って申請することができます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方向けの免除申請の免除対象期間は、令和2年2月分からです。

①申請免除

本人・配偶者・世帯主の所得に応じて全額免除、4分の3免除、半額免除、

4分の1免除ができます。

②納付猶予

50歳未満の本人と配偶者の所得が一定以下の方は、保険料の納付を猶予できます。

③学生納付特例

本人の所得が一定以下の学生は、在学期間中の保険料の納付を猶予できます。

●未納より有利です

免除等を申請した期間が承認されれば、年金を受給するための資格期間に反映されます。なお、免除が承認された期間は、減額はあるものの老齢基礎年金額にも反映されます。

●追納をおすすめします

生活にゆとりができた場合、10年以内なら、追納することによって老齢基礎年金を満額に近づけることができます。ただし、追納額は当時の保険料に一定の加算割合が追加されます。

▼申請に必要なもの

- ・マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード・通知カード等）
- ・本人確認書類
- ・印鑑
- ・離職票等の写し（失業等により免除申請される方）
- ・在学証明書又は学生証（学生納付特例制度の申請をされる方）

※新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方は、窓口で所得の申立書の記入が必要です。

※本人以外が申請される場合は委任状の

ほかに、代理人の本人確認書類が必要になります。

▼問合せ 名古屋西年金事務所 ☎05

2・524・6855 町住民課住民・年金係 ☎28・0966

お知らせ 熱中症と 新型コロナウイルスの予防を

新型コロナウイルス感染症の流行と熱中症の季節が同時に訪れる、誰も経験したことがない夏になります。そこで新型コロナウイルスに注意しつつ、熱中症を予防する対策を紹介いたします。

①放熱しやすい服を着る。

②冷たいペットボトルを体の表面の太い血管が通っている首、わき下、太ももの付け根に当てる。

③こまめに水分と塩分を補給する。（塩あめ、経口補水液、スポーツドリンクなど）

④暑いと感じたらエアコンを使い、湿度が高くならないように調節する。また、密閉・密集・密接な室内では換気とマスクの着用をする。

気温と湿度の高い中でマスク着用は要注意です。適宜マスクをはずして休憩をとるようにしてください。

発熱と意識障害が見られる場合や、発熱と呼吸器症状や全身倦怠感の症状があり動けない場合は、すぐに119番通報をして救急車を呼んでください。

熱中症は新型コロナウイルス感染症と

違い、正しく予防することで、防ぐことができます。医療体制を守るため、一人ひとりが予防を心がけてください。

▼問合せ 西春日井広域事務組合消防本部予防課 ☎22・4954

お知らせ 「持続化給付金」相談窓口を開設

町商工会では、持続化給付金の電子申請をサポートする相談窓口を開設します。感染拡大防止のため予約制となります。申請サポートが必要な方は事前に商工会へお問い合わせください。

▼日時 7月1日（水）～31日（金）午前9時～午後5時

▼場所 豊山町商工会館

▼申込み・問合せ 豊山町商工会 ☎28・3800 FAX 29・1183

7/16 不動産無料相談

不動産に関する取引と悩みごとに関する相談に応じます。秘密は厳守します。

▼とき 7月16日（木）

午後1時～午後4時

▼ところ 北名古屋市社会福祉協議会本所1階相談室

▼問合せ 公益社団法人愛知県宅地建物

取引業協会 西尾張支部 ☎0586・

81・3344 FAX 0586・81・3335

4